

＜府市統合本部＞

「大阪府市統合本部」は、大都市制度のあり方など府市共通の課題に関し、行政として協議し、重要事項の方針を決めるために設置したもので、大都市制度の検討や広域行政・二重行政の仕分けを行うとともに、府市共通の重要事項の協議などを行うこととしています。（平成23年12月27日設置）

交通道路室の所管事務についても、新たな広域自治体と基礎自治体の事務分担等について、府市統合本部のもとで、大阪市とともに検討してまいります。

国出先機関改革（直轄国道移管）

国出先機関（地方整備局等）の事務・権限の地方への丸ごと移管に取り組んでいます。

■地方側の動き

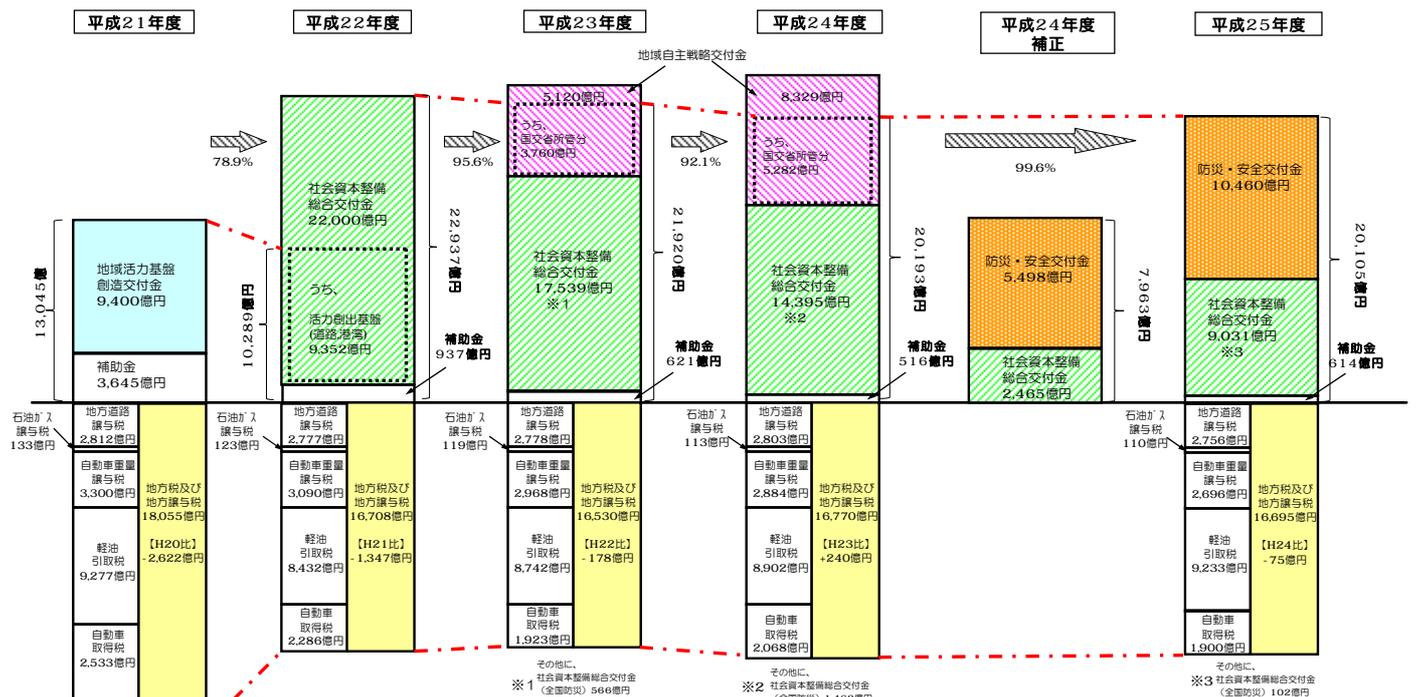
関西広域連合発足（平成22年12月）

- ・国出先機関の丸ごと（ヒト・モノ・権限）移管を目指す
- ・国出先機関対策委員会（委員長：嘉田知事）を設置し、国と協議を開始
- ・国出先機関対策PTに「国出先機関対策検討会（連絡窓口）」を設置。府県の検討体制を強化
- ・広域連合議会に移管等も含む全分野の調査協議を行う総務常任委員会を設置

道路財源の変遷

地方自治体の自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金を効果的に活用します。

平成21年度	・道路特定財源の一般財源化にあたり、地方税、譲与税、補助金、交付金として、従来地方に配分されてきた道路財源の総額を踏まえ、「地域活力基盤創造交付金」が創設。
平成22年度	・既存の道路、治水、海岸、下水道、住宅、港湾の各補助金・交付金を統合した「社会資本整備総合交付金」が新たに創設。
平成23年度	・「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」が創設。
平成24年度	・地域自主戦略交付金について、政令市にも対象が拡大{全体で8,329億円(内、国交省分5,282億円)} ・社会資本整備総合交付金に全国防災枠を設置(1,462億円)
平成24年度補正	・命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保を集中的に支援する交付金として、「防災・安全交付金」が新たに創設
平成25年度	・政権交代に伴い、地域自主戦略交付金が廃止。 ・防災・安全交付金1兆460億円、社会資本整備総合交付金9,031億円



・平成21年度～平成24年度は当初予算
 ・平成25年度政府予算案より推計

義務付け・枠付けの見直し

府が管理する府道について、道路の構造、標識、移動等円滑化のための基準である「大阪府道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例」を制定しました。

大阪府道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の概要（H25.3.28 公布、H25.4.1 施行）

第1章 総則

第2章 府道の構造の技術的基準

交通量によって一律に車線数を決定するのではなく、地域の実情に応じ柔軟に車線数を選択できる規定を盛り込み。

必要に応じ自転車車線を設置する規定を盛り込み。

府民ニーズを踏まえ、幅員 2.0m 以上の実質的な歩行空間を確保。(有効幅員規定を盛り込み)。

歩行空間等を確保しつつも緑化推進のため、植樹帯に限らず植樹樹で代替できる規定を盛り込み。

第3章 府道に設置する道路標識の寸法等に関する基準

視認性・判読性の確保のため、国の標識令を採用。

第4章 府道の道路移動等円滑化基準

面的な対応が必要であることから、国の移動円滑化基準を採用しつつ、府福まち条例に基づく上乗せ基準を導入。

【参考】法令による義務付け・枠付けの見直し

改正の対象となる事項

自治事務の内、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないもので、次のような事項を対象

- ① 施設・公物設置管理の基準
- ② 協議、同意、許可・認可・承認
- ③ 計画等の策定及びその手続き 等

関係法律を一括し改正

自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

改正の対象となる事項

例えば、

- ① 国が決めていた基準に代えて条例で基準を規定し地方の独自性の発揮
- ② 国の関与を、廃止又は弱い形態の関与へ
- ③ 計画等の策定義務を廃止へ

直轄事業負担金

直轄事業負担金とは、国が国道や一級河川などの整備等を自ら実施する場合、法令の定めによって、地方公共団体が負担しなければならない経費をいいます。

大阪府では、権限と財源が地方に移され、地方が自立的に地域経営を行う「地域主権」の観点から、直轄事業負担金の廃止を求めてきました。

- ・平成 21 年度は業務取扱費のうち、営繕宿舍費、退職手当が負担金の対象から除外。
- ・平成 22 年度からは、業務取扱費が負担金の対象範囲から除外。また、維持修繕に関する負担金が一部を除き廃止。
- ・平成 23 年度からは、維持修繕に関する負担金が全廃。

業務取扱費：工事費、用地費など直接工事にかかる経費以外の経費
(職員人件費、事務費など)

- ・負担割合は、個別の根拠法令で規定【道路法第 50 条、河川法第 60 条等】
- ・新設・改築について 1/3 を地方が負担
- ・平成 21 年度末の第二京阪の供用開始に伴い、府域の事業量が大幅に減少し、平成 22 年度より負担額も大幅減。

u 府の負担状況

(単位：百万円) 最終予算額

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
負担額 (道路)	25,269	27,033	28,508	10,621	6,466	6,021

u 交通道路室予算に占める直轄事業負担金の割合

